



第4号様式

流 秘 第190号  
令和4年3月11日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部秘書広報課	意見	<p>切手受払簿について、受払簿の記載内容と保管実態にそごが生じていた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。</p>	<p>課の保管する切手のうち、記念切手等を切手受払簿に記載していない状況でしたが、本件指摘を課内に共有のうえ記載を徹底いたしました。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。